



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成23年3月23日
東北運輸局災害対策本部

東北地方太平洋沖地震に伴う自動車整備士技能検定の 試験免除の有効期間の延長について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害が甚大で、自動車整備士技能検定の申請者が試験免除の有効期間内に申請することが困難な状況にあるため、今般、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、下記の対象地域内に住所を有する者であって、試験免除の有効期間が平成23年3月11日から同年8月30日までのものは、平成23年8月31日まで延長するのでお知らせします。

記

《対象地域》

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全域
- ・青森県は八戸市及びおいらせ町

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 第4合同庁舎

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車技術安全部 整備・保安課

太田、菅原

電話：022-791-7534